

令和 2 年第 2 回秩父別町議会臨時会会議録 目次

令和 2 年 4 月 30 日 (木)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5	議案第 25 号	秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について	4
6	議案第 26 号	秩父別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について	5
7	議案第 27 号	秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について	5
8	議案第 28 号	工事請負契約の締結について (秩父別町保養研修施設改修工事)	6
9	議案第 29 号	令和 2 年度秩父別町一般会計補正予算 (第 2 号) について	6

令和2年第2回秩父別町議会臨時会会議録

開催年月日 令和2年 4月30日（木曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 4月30日 午前 10時00分

出席議員（9名）

9番	寺迫公裕君	8番	大野敬君
1番	前田力男君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	藤岡浩文君	6番	中西伴浩君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	高鶴公人君
教育長	小林宏明君	総務課長	永峰敏幸君
産業課長	尾垣義次君	会計管理者	宮武幸充君
住民課長	竹内剛君	企画課長	早川聡君
建設課長	中野慎司君	教育次長	塩地勇夫君
農委事務局長	北垣慎二君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長
書記

笹木雄介君
吉田悟君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

1 番
2 番

前田力男君
金子利生君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長（寺迫君）

ただ今から、令和2年第2回秩父別町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長（寺迫君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により1番 前田 力男君、2番 金子 利生君を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長（寺迫君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長（寺迫君）

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長（笹木君）

諸般の報告をいたします。今期臨時会に町長から付議されました事件は、議案第25号から議案第29号の5件であります。

なお、監査委員から4月に実施いたしました例月出納検査の結果が提出されています。写しをお手元に配付していますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

(日程第4 行政報告)

議 長（寺迫君）

日程第4、町長から行政報告があります。 町長。

町 長（澁谷君）

本日、第2回町議会臨時会を招集いたしましたところ、何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。4月6日の第1回町議会臨時会以後の行政執行の主要な事項について、ご報告申し上げます。

初めに、4月6日の第1回町議会臨時会以降の、新型コロナウイルス感染症に関する本町の対応について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、政府は4月7日に法律に基づく緊急事態宣言を5月6日までの期間、東京、大阪など7都府県に発出し、北海道知事は4月8日から5月6日までを集中対策期間とし、3密といわれる密閉、密集、密接した感染リスクの高い場所に行くのは控えること、緊急事態宣言の地域への訪問を控えることなどを道民に呼びかけました。

本町では、4月8日付で秩父別町新型コロナウイルス感染症予防対策本部を対策本部に移行し、町主催の会議、行事等の中止、延期、縮小等の対応を5月31日まで延長したところであります。

また、感染予防に必要なマスクが入手しづらいことから、町がマスクを購入し全町民に一人10枚、さらに小中学生には1学期中の登校日毎にマスクを配布することといたしました。マスクは4月22日から郵送により町内各世帯に順次配布し、小中学生の登校日用のマスクは学校を通じて児童生徒一人ずつに配布することとしております。

なお、マスクの購入費につきましては、一日でも早く配布することができるよう早急に発注する必要があったため、補正予算によらず予備費を充用いたしましたので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

しかしながら、その後も感染拡大の勢いは収まらず、4月16日政府は緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大するとともに、北海道を含めた13都道府県を特定警戒都道府県に指定したところであります。

これを受け、4月17日に開催した第2回町対策本部会議において、老人福祉センター、ファミリースポーツセンターなどの休館や図書館の利用制限を、

4月18日から5月6日まで実施することとし、町防災無線、町ホームページ及びチラシの新聞折込等により町民の皆様にお知らせしたところであります。

同様に屋外施設につきましても、キュービックコネクションやキャンプ場などは4月18日から、パークゴルフ場や陸上競技場などは4月25日からそれぞれ5月6日まで閉鎖することとし、加えて、5月2日から6日までの間、秩父別温泉を全館休館とし、併せて道の駅も休業することといたしました。

また、小中学校につきましても、北海道教育委員会からの要請に基づき集団による感染拡大を防止するため、4月20日から5月6日までを2度目となる臨時休校とし、休校期間中は不要不急の外出を避けることや、自宅では規則正しい生活習慣を心掛け学習にも取り組むよう指導したところあります。

なお、小学校は27日と28日、中学校は28日にそれぞれ3時間程度の登校日を設け、児童生徒の心身の健康状態や学習状況について確認いたしました。

次に、4月23日から実施することといたしておりました地域振興券・グルメクーポン券の引き換えについては、緊急事態宣言を受け延期いたしました。引き換えでの3密を避けるため5月上旬に各世帯に届くよう特別定額給付金の申請書に同封し簡易書留で郵送することといたしました。

また、町内商工業者に対する経済対策につきましても、商工会に確認をいたしましたところ、今日、明日にも経営が立ち行かなくなる事業者や店舗はないとのことでありますので、経済的な影響を注意深く見極めた上で、効果的な対策をまとめたいと考えております。

さらに、政府が緊急経済対策として全国民に一律一人10万円を給付する特別定額給付金、並びに子育て世帯への臨時特例給付金につきましても、町が給付の窓口となりますが、一日でも早く給付ができるよう必要な経費につきましても、後ほど議案第29号として一般会計補正予算をご審議いただくこととしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

町といたしましては、今後も国や北海道と連携を密にし、町民の皆様の生命と健康を守ることを第一に、感染拡大防止に向けた取り組みを徹底してまいり所存であります。

以上、新型コロナウイルス感染症に関する、秩父別町の対応についての行政報告とさせていただきます。

次に、4月16日に執行いたしましたベルパークちっぷべつ公園改修工事の入札結果について申し上げます。

工事概要ですが、ベルパークちっぷべつ公園内のキャンプ場の池の埋め立て、及びミニゴルフ場のグリーン、バンカーの整地・撤去を行うものであります。

落札者は興和建設株式会社、落札額は税込み1,125万3,000円、落札率は97.80パーセント、工期は4月20日から6月30日までとしております。

なお、4月23日に秩父別町保養研修施設改修工事の入札会を執行いたしましたが、この後、議案第28号としてご審議いただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

このほか7件の工事を発注しておりますが、概要につきましてはお手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（寺迫君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 議案第25号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」）

議 長（寺迫君）

日程第5、議案第25号「秩父別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長（竹内君）

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第25号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第25号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案どおり可決いたしました。

(日程第6 議案第26号「秩父別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第6、議案第26号「秩父別町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第26号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第26号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案どおり可決いたしました。

(日程第7 議案第27号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (寺迫君)

日程第7、議案第27号「秩父別町介護保険条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (竹内君)

別紙議案により説明

議 長 (寺迫君)

これより、議案第27号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(なしの声) 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第27号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案どおり可決いたしました。

(日程第8 議案第28号「工事請負契約の締結について(秩父別町保養研修施設改修工事)」)

議長 (寺迫君)

日程第8、議案第28号「工事請負契約の締結について(秩父別町保養研修施設改修工事)」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (寺迫君)

これより、議案第28号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。(ありませんの声) 質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。(なしの声) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第28号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案どおり可決いたしました。

(日程第9 議案第29号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について」)

議長 (寺迫君)

日程第9、議案第29号「令和2年度秩父別町一般会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

本案件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (永峰君)

別紙議案により説明

議 長（寺迫君）

これより、議案第29号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。
（なしの声）質疑なしと認めます。これにて、質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。（なしの声）討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第29号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案どおり可決いたしました。

（閉会宣言）

議 長（寺迫君）

お諮りいたします。今期、臨時会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしましたので、これをもって閉会いたしたいと思えます。 早川君。

7 番（早川君）

先ほどの町長の行政報告のことについてちょっとお伺いしたいんですけどよろしいでしょうか。

議 長（寺迫君）

町長、よろしいですか。

町 長（澁谷君）

はい。

議 長（寺迫君）

早川君。

7 番（早川君）

先ほど町長の行政報告のなかです、ファミリー公園の池の埋め立てについて話あったと思うんですけど、まああの、町長の年頭の執行方針、また、教育長の行政執行方針のなかにもありましたけど、一応、安全という言葉を使わ

れまして埋め立てをしたいという、その跡地についてはできたらキャンプ場の、狭いのでそれに利用したいという話がございましたよね。

そこで私は、この今の工事請負契約に反対するわけではないんですけど、まず、その池ですね、ファミリー公園といったら旧姓になるんですけど、今それは改良されて申し上げられていませんけど、まず、あの公園を造る時に池という一つの大きな要素があって池が作られたと思うんですね。まあ、それを安全という言葉の名において埋め立てをしようとしている。この考え方に対してちょっと疑問を持つんですけど、町民の一部からも埋め立てはどうかという話もあります。岡崎議員のミニゴルフ場の廃止もそうなんですけど、やっぱり公園の中の大きな位置を占めると思うんですよね、ため池はですね、それをまあ今まで事故も無かったと思うんですけど、それを安全という名の下に埋め立てをしようとしていることについて、僕はちょっと疑問を感じているんですね。

あの公園を造る時に先輩の皆さんが喧々諤々議論しながら造った公園ですよ。そういう中においてミニゴルフ場もそうですし、そのため池も重要な意思を占めたと思うんですね。そういう先輩方の苦労の下に造られたそういう公園の一部を埋め立てをしようとしている考え方ですね、町長の考え方に反対するわけではないんですよ、ただ、町長の考え方というか、そういう先輩たちが苦労して造った公園の一部を改廃しようとしていると、それについて僕ちょっと残念だなという気がするんですね。

僕たちが議員になった時は費用対効果、それから利用者負担ということをしよっちゅう僕らは聞かされました。そういうことを考えると、利用者負担についても少ないですよ、それから費用対効果についても疑問を感じないわけではないんですけど、そこらを考えるともうちょっとこう、配慮してほしいかなという、まあ、現在において池を埋めることも必要かと思ったりします、反対するわけでは無いんです。だけど、先輩たちが苦労して造ったものに対して少しやっぱり配慮していただきたいなど、そんな感じはしておるんですね。まあ、ミニゴルフ場にしてもそうなんですけど、なんかこう簡略的に物事を進めるという、そういう先輩たちが理事者なり議会が当時、喧々諤々物凄い議論の末に造った公園ですよ、そこら辺ちょっと配慮をしてほしいかなと、ただ安全という名の下に簡単に埋め立てをするということは、僕はちょっと疑問に思うんですね、心があれば僕は埋め立てをしても良いと思うんですよ、時代も変わりましたから池が無くて良いのではないかと思いますね。

それと、まあ過ぎ去ったことですが、ファミリースポーツセンターという名称についても、いろいろ議論が過去にありましたよね。そういうことを考えると先輩たちの造った一つの形を変えようとするならば、やっぱり心は通え合うものが僕は欲しかったと思うんですね。僕は町長の答弁は求めません、ただ僕は、自分の持論を申し上げて皆さん方の理解を得られれば良いと思っております。そういうことで一言、なんて言いますかね、ちょっと結果的に悲しいかなという気がしているんですね、どうでしょうか。

議 長（寺迫君）

よろしいですか、町長。

町 長（澁谷君）

行政報告で聞かれたのは初めてで、大変戸惑っておりますけども、決して何ていうか軽々に埋めたいとか、言うつもりはございませんし、もちろん先輩がご苦労して造った公園でございます、それもずいぶん承知はしておりますけども、昨今のキャンプ場の利用状況を見た中で、私、去年見に行った時に非常に危ないと、まず最初に感じました。それから、特に小さい子があそこで落ちたら死ぬだろうと思っております。それから何よりですね、今こちらの管理もあつたんでしょうが、あその池、水道の水を流しているわけではないので用水の池をそのまま放り込んで入れているものですから、池の形状もあるんですけども、非常に淀んで臭い。水が流れれば良いんでしょうけども、流れているところは良いんですけども、流れてないところは、まあほとんどが流れていないんですけども、淀んで藻が浮いてきて非常に臭いということもあって、近年、キャンプ場に人が来ていただいたということで、潰してその部分もキャンプ場として拡大していきたいというふうに考えておりました。これについては予算審議の時にも話をさせていただきましたけれども、決して先輩が造った施設をないがしろにと言いますか、軽々に壊すつもりももちろんございませんし、ただ、いかに町民の皆さん、或いは利用者の皆さんが快適に、そして安全にご利用いただけるのかを考えた中で池を埋めるということに判断をさせていただいたところでございます。

それから決してファミリースポーツセンターの名前は消えておりませんで、公園はこの議会でももちろんご審議いただきまして、ベルパークということに

なったわけですが、当然、建物はファミリースポーツセンターそのまま残っておりますし、早川議員の思い入れというのももちろん承知はしておりますけども、時代とともにですね、少しずつ手を加えていかせていただきたいというのは、時の行政を進めている者としてはその辺はご理解をいただきたいというふうに思っております。よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議 長（寺迫君）
早川君。

7 番（早川君）

町長のお話、それはもう十分僕は理解しております。ただ、あれができてからもう45年ぐらい経ちますよね。その間、手入れというか、保守管理と言いますか安全のための、安全で無いからしなかったのかそこは分かりませんが、安全に対して防護柵を設けるとかそういうことは今だかつて45年間出されてないと思うんですね、当時は安全で無いという判断は無かったと思います、造った時はね。まあ、時代とともに皆さんの認識も変わって安全に欠けるかなと、そうであるならば安全のための施策を今までの町長はすべきだと思ったんですよ、未だにしていない、どの町長もやってませんよ。だけど僕は時代も変わって、池が無くても差し支えないかなと、その跡地を有効に利用できれば良いかなと、僕はそういうふうに考えております、だから反対するわけでは無いんですね。ただやっぱり何度も言うように、あるものを壊すということは、あるものを造った時の状況がやっぱり尊重されなければいけないと思うんですね、そういうことを考えると、本当になんて言うか、一部の町民もどうかなという意見もありますから、そこら丁寧に説明してほしかったかなと僕は思っております。確かに当時造る時は安全とか考えなかったかもしれないが、そういう心配も無かったと思ったから40何年間、あの状態で経過したと思うんですけどね、ですから僕はそういう心のこもった説得をしてほしかったかなと、僕は思うだけです。

議 長（寺迫君）
町長。

7 番（早川君）

町長の提案に対して僕は反対する何物も無いんですよ。時代の推移というものがありませんからね。

町 長（澁谷君）

良いですか。

議 長（寺迫君）

はい。

町 長（澁谷君）

何ていうんですか、決して反論するつもりもありませんけども、まず、安全に対する施策と言いますか、柵とかは一昨年、昨年見た時も杭を打ってロープは張ってありました。ただそれは簡単にすり抜けて落ちる柵であったんですけども、これでは危ないということで、ただあそこに果たして柵をして子どもさんが入れないようにしたときに、あの池の夏場の状況を見たらですね、とっても池という状況で無かったというか、ヘドロが浮いて溜まって、まず臭いが発していたところが。

それから何より大きいのがですね、ちっくる、そしてキュービックコネクションこれのオープンによって、今までおそらく想像もしてなかった人が来ていただいているということで、もう歩くところも無いぐらいのテントの間を歩いているということがあって、これは危ないと私は判断させていただきました。

それから今、早川議員言われた丁寧な説明が足りないということでございますけども、これについては真摯に反省させていただきまして、いろんなところでこれから廃止する理由、或いは至った経過等々についてですね、これからはそういうことがあった時にはですね、丁寧に説明させていただきたいというふうに思っております。

議 長（寺迫君）

早川君。

7 番（早川君）

分かりました。もうこれ以上質問というか、話は止めたいと思います。町長の気持ちを十二分に斟酌できましたので、どうも有難うございました。

議長、どうも有難うございました。

議長（寺迫君）

他にございませんか。

お諮りいたします。今期、臨時会に付議されました事件の審議はすべて終了いたしました。これをもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声）ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議を閉じます。

令和2年第2回秩父別町議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。

閉 会 午前 11時35分